

## 音声ガイド機器の調達 仕様書

### 1 品名・数量

音声ガイド機器 500 台

### 2 機器の仕様等

別紙のとおり

### 3 納入場所

広島平和記念資料館東館 1 階（広島市中区中島町 1 番 2 号）

### 4 納入期限

令和 9 年 3 月 1 9 日（金）

※納入日時は、発注者と受注者が協議の上、決定する。

※納入日が広島平和記念資料館の休館日以外の日となる場合は、閉館後に納入すること。

### 5 検査等

- （1）納入時に発注者による検査を受けること。
- （2）納入時に、音声ガイド機器 500 台全てについて館内で動作確認を行うこと。確認項目及び結果を記録した一覧表を納品書とともに発注者に提出すること。
- （3）検査の結果、仕様書に適合しない事項が認められた場合は、受注者の責任及び費用負担において直ちに当該事項を是正し、再検査を受けること。
- （4）納入後、発注者が指定する者（貸出窓口スタッフを含む。）に対し、機器の操作方法及び管理方法等について説明するとともに、実技指導を行うこと。説明・実施指導の日時は発注者と受注者が協議の上、決定する。

### 6 保証期間及び保守・故障時の対応等

- （1）無償保証期間は、検査合格日から 1 年間とする。ただし、受注者又は製造者の責めに帰すべき事由による不具合が生じた場合は、保証期間経過後においても無償で修理又は新品との交換を行うこと。
- （2）検査合格の日から 5 年間の継続使用を想定し、機器の故障又は点検・整備の実施に際し、発注者の依頼に応じて迅速に対応できるよう必要な技術者の手配及び製造者、部品供給業者その他必要な事業者との連携による部品の調達が可能な体制を確保すること。
- （3）故障時の連絡先、受付時間、初動対応までの目安について、納入時まで書面で提示すること。

### 7 納入後の運用支援

機器の納入後においても、発注者が機器を適切かつ安定的に運用できるよう、次の支援を行うこと。

- （1）機器及びその構成部品、付属品について、リコール、事故その他安全性に関する情報を把握した場合は、直ちに発注者に第一報を行い、詳細が判明次第、必要な情報を追加報告すると

もに、必要な対応及び予防措置について助言等を行うこと。

- (2) 機器及びその構成部品、付属品について、仕様変更、製造中止、代替品の発売その他運用に影響を及ぼす情報を把握した場合は、速やかに発注者に提供すること。
- (3) 製造者との継続的な連絡体制を確保し、前記(1)及び(2)の各号に規定する情報を適時に収集できる体制を維持すること。
- (4) 機器の操作方法、管理方法、保管方法その他の運用に関する発注者からの相談に対応し、必要に応じて助言すること。
- (5) 情報提供及び助言等は原則として無償とし、通常の支援の範囲を超える対応について費用が発生する場合は、事前に発注者と協議の上決定する。

## 8 秘密保持及び著作権

- (1) 本契約に関連して知り得た発注者の情報を、第三者に開示若しくは漏えいし、又は本契約の履行以外の目的に使用してはならない。また、情報の適切な管理に必要な措置を講じること。本契約終了後も同様とする。
- (2) 発注者が提供する音声データその他の著作物に係る著作権は、引き続き当該著作権を有する者に帰属するものとし、受注者は本契約の履行以外の目的に使用してはならない
- (3) 本契約の履行に当たり受注者が新たに作成したマニュアルその他資料に係る著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、発注者に譲渡するものとする。ただし、受注者又は第三者が既に著作権を有するものについてはこの限りでない。
- (4) 発注者が機器の運用及び維持管理に必要な範囲で、納入されたマニュアルを複製、編集及び使用できるよう必要な権利処理を行うこと。受注者が新たに作成し、著作権を発注者に譲渡するマニュアルその他の資料については、発注者に対して著作者人格権を行使しないものとする。
- (5) 本契約の履行に際して第三者の権利を侵害しないよう必要な措置を講じること。第三者との間で権利侵害に関する紛争が生じた場合は、専ら発注者の責めに帰すべき事由による場合を除き、受注者の責任及び負担において解決すること。

## 9 その他

- (1) 搬入、開梱、設置、配線、梱包材の撤去及び動作確認に要する費用は、契約金額に含むこと。
- (2) 納入時まで、音声ガイド機器本体及びイヤホンの盗難防止対策について、具体的な対策方法を記載した提案書及び当該対策に要する費用の概算見積書を提出すること。なお、盗難防止対策の実施については、本契約の対象に含まないものとする。
- (3) 本仕様書に定める条件を満たさない事項について、同等又は類似の機能、性能等を有する代替案を提示しようとする場合は、仕様書に関する質問書を用いて発注者に申し出て、その取扱いを確認すること。提出期間及び回答方法等は、仕様書に関する質問の取扱いと同様とする。なお、代替案の提示をもって、当該条件への適合を認めるものではない。
- (4) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、発注者と受注者が協議の上、決定するものとする。

## 音声ガイド機器の仕様等

## 1 音声ガイド機器

## (1) 形状

- ① 現行機種と混在して貸出しを行うことを踏まえ、また盗難防止のため、本体は直方体を基本とした形状とし、ペン型その他著しく細長い形状及び一般的なスマートフォンに類似する薄型・平板状の形状ではないこと。
- ② 本体の色は、黒色、濃灰色その他これらに類する落ち着いた色とすること。
- ③ 本体の寸法は、高さ 23cm 以下、幅 8 cm 以下、奥行 4 cm 以下とし、持ち運び及び操作に支障がない形状であること。
- ④ 本体の質量は、バッテリーを含め 300g 以下とすること。ただし、イヤホンの質量は含まないものとする。
- ⑤ 再生番号及び電池残量を利用者が確認できること。表示方式は問わない。
- ⑥ 高齢者及び視覚に障害のある利用者に配慮した数字キーを備え、数字キー「5」に突起を設けるなど、利用者が指先の触覚によりキーの位置を識別できる構造であること。
- ⑦ 首掛けストラップを確実に取り付けることができる構造であること。
- ⑧ 各機器にはシール等により固有の管理番号を表示すること。表示位置は、利用者による操作及び充電等に支障がない位置とすること。
- ⑨ 3.5mm イヤホンジャックを備えること。

## (2) 性能

- ① 利用者が再生番号を入力して任意の音声ガイドコンテンツを再生でき、再生、一時停止及び停止の機能を備えること。
- ② 満充電の状態から、付属のイヤホンを使用し、通常の使用音量で 14 時間以上の連続再生が可能であること。
- ③ バッテリー残量がなくなり機器が使用できなくなった状態において、閉館時から翌日の開館まで（最も短い時期で 10 時間 30 分）に満充電にできること。
- ④ 1 台の機器に 15 言語すべての音声データを収録し、発注者が利用者の希望する言語を選択して貸出しに供することができること。
- ⑤ 将来の言語追加に備え、1 言語分以上の音声データを追加できる空き容量を確保すること。

## (3) 音声データのインストール等

- ① 発注者が提供する音声データ約 70 コンテンツについて、15 言語分（合計約 1,050 音声ファイル）を各機器にインストールすること。発注者が利用者の希望する言語を選択し、利用者が再生番号を入力することで、該当する音声ガイドコンテンツを再生できる状態に設定して納入すること。
- ② インストールする言語は、次の 15 言語とする。  
日本語、英語、中国語、韓国語、フランス語、スペイン語、ポルトガル語、ドイツ語、イタリア語、ロシア語、タイ語、アラビア語、インドネシア語、フィリピン語、ウクライナ語
- ③ インストールした音声データは、利用者が容易に変更又は削除できない状態とすること。

- ④ 音声データの形式、容量、言語別のファイル構成及び再生番号との対応表は、発注者と受注者が事前に確認すること。
- ⑤ 年に1回以上音声データの変更等を行うため、納入後に音声データの追加、変更、削除及び再生番号の変更が可能であること。なお、納入後の音声データの変更作業に係る費用は、本契約に含まないものとする。

## 2 付属品等

- (1) 片耳掛け式イヤホン 500 本

※音声ガイド機器の φ3.5mm イヤホンジャックに適合するプラグを有すること。

※耳掛け部は可動式とし、着脱時に開閉できる構造で、繰り返しの使用に耐える十分な耐久性を有すること。

※イヤホンの色は、黒色又はこれに近い暗色系とする。

- (2) 充電設備 機器 500 台を同時に充電できる数量

※形式、構成及び充電器 1 台当たりの充電可能台数は指定しない。

※充電設備の設置に必要なラック等を含むこと。

※設置場所については事前に発注者と協議すること。

- (3) 音声ガイド機器及び充電器に付属する取扱説明書・保証書 一式

- (4) 簡易マニュアル

次の3種類の簡易マニュアルを作成し、各3部納入すること。

- ① 利用者（来館者）用操作マニュアル

- ② 職員用マニュアル（機器の貸出し・操作説明）

- ③ 職員用マニュアル（機器の管理）

※専門知識のない者でも操作及び管理の方法等を容易に理解できるよう平易な表現を用い、イラスト又は写真・図表等を適宜活用した分かりやすいものとする。

※特に①については、初めて利用する者（来館者）にも容易に操作方法が分かるものとし、A4判1枚にまとめること。

- (5) 音声ガイド機器及び充電器の設置・運用に必要な付属品（電源ケーブル等） 一式

※首掛け用ストラップは発注者が用意するため、納入対象に含まない。

- (6) 各機器の管理番号を記載した一覧表

※Excel で閲覧及び編集できる形式とすること。

## 3 設置条件等

- (1) 充電設備の設置に当たっては、耐震対策を講じること。固定方法及び設置位置は、事前に発注者と協議すること。
- (2) 設置に必要な電源容量、コンセント数、設備の外形寸法及び設置面積を契約後速やかに発注者に提示し、設置内容について承認を得ること。
- (3) 充電設備の設置に伴い、コンセントの増設その他電源設備の整備が必要となる場合は、発注者の負担において行うものとする。